

貸借対照表の公告の方法に関する定款変更について

1. NPO 法第 28 条の 2 で定める貸借対照表の公告方法

以下①～④のいずれかの方法を選択できます。

- ①官報に掲載
- ②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載
- ③電子公告
 - ・法人のホームページ、又は内閣府 NPO 法人ポータルサイト等に掲載
 - ※内閣府 NPO 法人ポータルサイトへはアカウントを取得すれば無料で随時掲載が可能となっており、市民や利害関係者のアクセス容易性の観点からも同サイトへの掲載を公告方法とすることをお勧めします。
 - ※電子公告を選択する場合は、約 5 年間、継続して公告する必要があります。
- ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示
 - ※主たる事務所内で容易に貸借対照表が閲覧できる状態になっていることが必要です。

法人負担の掲載費用が発生

2. 定款変更例（以下の作成例を参考にしてください）

【作成例】(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に記載して行う。

※下線部については下記の公告方法別の記載例を参照。

【公告方法別の記載例】

公告方法	記載例
①官報	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
②日刊新聞紙	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、兵庫県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
③電子公告	[法人のホームページを選択する場合] ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	[内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合] ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

[留意事項 1]

以下の記載例のように、定款において公告方法に官報掲載を定めない場合であっても、下記のNPO法により「官報に掲載して公告する」と定められた公告については、定款で選択した方法に加えて、別途、官報に掲載して行う必要があります。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

[NPO法により「官報に掲載して公告する」と定められた公告]

- ・解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法 31 の 10④)
- ・清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法 31 の 12④)

[留意事項 2]

複数の公告方法を選択することも可能ですが、下線部を「または」とするような選択的方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため、ふさわしくありません。

【記載例】 第〇条 この法人の公告は、

- この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。
※上記の場合、ホームページ、掲示場両方に掲載(掲示)が必要です。
- △ この法人のホームページまたはこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。